

長崎大学多文化社会学部における長期履修に関する申合せ

この申合せは、長崎大学多文化社会学部規程（以下「学部規程」という。）第24条第2項に基づき、長崎大学長期履修規程（以下「長期履修規程」という。）に定めるもののほか、多文化社会学部における長期履修に関し必要な事項を次のとおり申し合わせる。

（対象者）

1. 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限内での修学が困難な事情にある者とする。ただし、原則として、在学期間を通算した年数が修業年限となる者を除く。
 - (1) 職業を有し、就業している者（原則として常勤雇用者に限る。）
 - (2) 家事、育児、介護等に従事している者
 - (3) 障がいのある者
 - (4) その他相当の事由があると認められる者

（申請手続）

2. 1に該当し、長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる期日までに、この申合せに定める長期履修申請書（別紙1）に、1(1)に該当する者は在職を証明するもの、1(2)～(4)に該当する者は長期履修が必要であることを証明する書類を添えて、学部長に申し出るものとする。
 - (1) 新たに入学する者で長期履修を入学時から希望する者 入学手続期間終了日
 - (2) 在学生で長期履修を前期から希望する者 1月末日
 - (3) 在学生で長期履修を後期から希望する者 7月末日
3. 学部長は、2の申し出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を学長に申し出て許可を得るものとする。

（履修形態の変更）

4. 3により長期履修を許可された者は、許可された長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、許可された長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。以下同じ。）については、1度に限り申し出ることができる。
5. 4における長期履修の期間の短縮を申し出る者は、次の各号に掲げる期日までに、この申合せに定める長期履修期間短縮申請書（別紙2）により、学部長に申し出るものとする。ただし、修業年限への短縮（長期履修の取りやめ）についての提出期限は、最終年次における本項(2)に掲げる期日とする。
 - (1) 長期履修の期間の短縮を前期から希望する者 1月末日

- (2) 長期履修の期間の短縮を後期から希望する者 7月末日
6. 学部長は、5の申し出があったときは、教授会の議を経て、長期履修の期間の短縮を学長に申し出て許可を得るものとする。
7. 長期履修の取りやめを許可された者は、再度、長期履修の申し出を行うことはできない。

(認定の通知)

8. 3及び6による認定の可否は、本人あてに文書により通知する。

(履修コースの選択・決定)

9. 長期履修を許可された者に係る履修コースの選択、決定は、学部規程第5条第2項及び長崎大学多文化社会学部履修コース選択・決定方法等に関する申合せに準じる。

(履修科目登録単位数の上限)

10. 長期履修を許可された者に係る履修科目登録単位数の上限は、学部規程第12条の定めるところによる。

(履修科目登録単位数の上限の特例)

11. 長期履修を許可された者には、学部規程第13条に規定する履修科目登録単位数の上限の特例を適用しない。

(留学)

12. 長期履修を許可された者にあっても、原則として、学部規程第14条に規定する留学をしなければならない。ただし、長期留学は、学期ごとに間隔を置いて実施することを可能とする。

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。